

こそだてせたいむけ  
子育て世帯向け

しえいじゅうたくにゅうきょしゃぼしゅうあんない  
市営住宅入居者募集案内

入居の申込みには、資格要件がありますので、この案内をよく読んで応募してください。

なお、入居申込みに関する必要な書類は、必ず事前に住宅課住宅係に相談のうえ作成いただきますようご案内いたします。

◎対 象 者 18歳以下の子どもがいる世帯

◎団 地 安養寺団地 A4-6（安養寺5丁目5番）

◎家 賃 20,100円～39,400円

◎募集期間

| 受 付 期 間                       | 抽 選 日 | 入居予定          |
|-------------------------------|-------|---------------|
| 令和8年10月 6日(火)～11月11日(水)       | 12月中旬 | 2月中旬<br>～3月中旬 |
| ※受付時間 午前9時～午後4時45分(土・日・祝日を除く) |       |               |

栗東市役所 都市整備部 住宅課 住宅係

住所 〒 520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

電話 077-551-0347（住宅係直通） 土・日・祝日を除く

ファックス 077-552-7000

E-mail [jyutaku@city.ritto.lg.jp](mailto:jyutaku@city.ritto.lg.jp)

9時00分から

16時45分まで

# もうしこみしかく 申込資格

☆公営住宅に申込ができるのは、次のすべての要件を満たしている人に限ります。

## 1. 栗東市内に6箇月以上住所または勤務地<sup>きんむち</sup>を有する人

- ◎住民票・在職証明書等で確認できる人でなければなりません。
- ◎外国籍の人は、永住許可を受けた人、または特別永住者の資格を有する人、あるいは中長期在留者の人でなければなりません。

## 2. 市町村税等を滞納<sup>しちやうそんぜいなど</sup>していない人(入居<sup>たいのう</sup>予定者全員が対象)<sup>にゆうきよよていしやぜんいん</sup>

※市町村税等とは、市区町村税・都道府県民税（住民税）、国民健康保険税（料）、固定資産税（都市計画税）、軽自動車税、介護保険料、上下水道料金のことです。

## 3. 現<sup>げん</sup>に同居<sup>どうきよ</sup>し、または同居しようとする親族<sup>しんぞく</sup>があること

**注意**

- ◎同居しようとする親族には、届け出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある人及び入居申込日から3箇月以内に結婚し入居可能な婚姻予約者を含みます。ただし、前者はその事実を証明できる人のみです。
- ◎社会通念上不自然と思われる世帯分離、家族構成は認められません。
- ◎離婚を予定している方であっても、離婚が成立していない方は、原則として申込みできません。
- ◎外国人の方は、永住許可を受けた人、または特別永住者の資格を有する人、あるいは中長期在留者の人でなければなりません。
- ◎一部に別途規定を満たしておられる単身の人であれば入居できる住宅があります。詳しくは、お尋ねください。

## 4. 入居予定者全員の収入月額が以下の金額であること

214,000円／月以下

## 5. 申込者および同居人が暴力団員<sup>ぼうりょくだんいん</sup>（\*注）でないこと。

- ・必要に応じて暴力団員に該当するか否かを県警察本部に照会する場合があります。

（\*注） 暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

6. 現在、住宅に困窮<sup>こんきゅう</sup>されている人で、その理由が次のいずれかである人

|   | 困 窮 理 由                                                                                                                                                        |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 現在の住居部分が1人当たり4.5畳以下となる住宅に居住する人。<br>(申し込む住宅が、現在と同じまたは狭くなる場合は不可)                                                                                                 |
| ② | 住宅がないため親族（婚約者を含む）と同居できない人<br>・ 単身専用住宅または同居人がいる住宅に住んでいること                                                                                                       |
| ③ | 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住している人<br>・ 通勤に片道1時間以上かかる人                                                                                                              |
| ④ | 収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている人<br>・ 収入月額の25%以上の家賃の支払いがあること<br>・ 生活保護受給者の場合は住宅扶助の金額を超えて家賃を支払っていること<br>※家賃には共益費や自治会費、駐車場使用料等は含みません。<br>※公営住宅に入居されている場合の申込みはできません。 |
| ⑤ | 正当な事由による立退き要求を受け、適当な転居先がないため困窮している人<br>※自己の責めに帰すべき事由に基づく場合の申込みはできません。                                                                                          |
| ⑥ | 保安上危険または衛生上有害な状態にある住宅に居住している人。<br>または炊事場・便所等の施設を共用している住宅に居住している人                                                                                               |
| ⑦ | 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている人                                                                                                                                      |
| ⑧ | 住宅以外の建物または場所に居住している人                                                                                                                                           |

注意：住宅困窮理由が上記にあてはまらない場合は申し込みできません。  
また、持ち家を有する人は、申し込みできません。

# もうしこみ ひつよう しよるい 申し込みに必要な書類

☆申込者によって必要書類が異なります。事前に必ず住宅課に必要書類等の確認をしてください。

☆次の書類に必要事項を記入の上、市役所へ持参してください。

なお、書類不備・記載もれの場合は受付できません。

☆市内在住者や、マイナンバーをご提示いただける場合には、省略できる書類があります。

## (1) 公営住宅入居申込書 [規定書式]

入居予定者全員の収入の有無を申告してください。

## (2) 住民票謄本 [各市町村発行] (省略可能)

現在同居されている方全員の分が必要です。(続柄あり・本籍省略)

(婚姻予約で申し込まれる方は、婚約者世帯の住民票も併せて必要です。)

①市内在住の人は、市役所1階総合窓口課に提出し、証明を受けてください。

②市外在住の人は、お住まいの市町村で証明書の交付を受けてください。

## (3) 納税完納証明書 [各市町村発行]

申込者(市内在住の方は本人分のみ、市外在住の方は全員分)の証明書が必要です。

※市町村が発行する最新の市町村税の納税完納証明書が必要です。

※市内在住の方については、上下水道使用料の完納も確認します。

※分割納付等の納付誓約書は不可とします。

## (4) 収入を証明する書類 (省略可能)

入居予定者全員〔現在中学生以下の方は不要です〕について下記の区分により該当する書類を提出してください。

注意：◎印の書類を基に収入計算を行いますが、○印の書類についても提出願います。

### ① 年金受給者

| 区 分                        | 提 出 書 類                                                                                     |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年1月1日以前から引き続き年金を受給している人 | ◎令和8年度課税証明書〔各市町村発行〕<br>令和7年中の所得を証する ※令和8年6月1日以降に発行                                          |
| 令和7年1月2日以降に年金を受給開始された人     | ◎支払通知書〔日本年金機構発行〕<br>受給金額が記載された通知書<br>及び○令和8年度課税証明書〔各市町村発行〕<br>令和7年中の所得を証する書類 ※令和8年6月1日以降に発行 |

## ②給与所得者

| 区 分                          | 提 出 書 類                                                                                                                                          |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年1月1日以前から引き続き同じ勤務先で働いている人 | ◎ <u>令和8年度課税証明書</u> 〔各市町村発行〕<br>令和7年中の所得を証する ※令和8年6月1日以降に発行                                                                                      |
| 令和7年1月2日以降に就職・転職した人          | ◎ <u>給与所得支払証明書</u> 〔規定書式〕<br>勤務先で、申し込む月の前月から過去1年間の収入(1年未満の人は就職後の収入)の証明を受けること。<br>及び○ <u>令和8年度課税証明書</u> 〔各市町村発行〕<br>令和7年中の所得を証する書類 ※令和8年6月1日以降に発行 |

## ③事業所得者

| 区 分                        | 提 出 書 類                                                                                                                                                 |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている人 | ◎ <u>令和8年度課税証明書</u> 〔各市町村発行〕<br>令和7年中の所得を証する ※令和7年6月1日以降に発行                                                                                             |
| 令和7年1月2日以降に事業を開始した人        | ◎ <u>収支明細書</u> 〔規定書式〕<br>申し込む月の前月から過去1年間の所得(1年未満の人は開始後の所得。但し、1箇月未満の月の所得を除く。)を記入すること。<br>及び○ <u>令和8年度課税証明書</u> 〔各市町村発行〕<br>令和7年中の所得を証する書類 ※令和8年6月1日以降に発行 |

## ④ ①～③以外の人(申込時点において収入のない人)は

- ・令和8年度課税証明書〔各市町村発行〕  
令和7年中の所得を証する ※令和8年6月1日以降に発行

及び・失業保険受給中であることを証明する書類の写し

- ・退職を証明する書類〔勤務先発行〕など

※詳しくは、事前に住宅課住宅係と相談し、必要書類の確認をしてください。

## (5) 封 筒 〔自己負担〕

- ・封筒1通と110円切手1枚が必要です。
- ・封筒に110円切手を貼り、返信先の住所・氏名を記入してください。

(6) その他必要書類

以下の書類は、申込者の事情により必要となる書類です。事前に住宅課住宅係と相談し、必要の有無を確認してください。

|   | その他の必要書類                                                                                                                                                                 |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | <p><u>保護受給証明書</u>〔福祉事務所発行〕（省略可能）<br/> <small>ほご</small>保護を受けている人<br/>           ※家賃額（共益費や自治会費、駐車場使用料等は含まない）が住宅扶助費を超えていることが要件です。</p>                                      |
| ② | <p><u>在勤証明書</u>〔規定書式〕<br/> <small>ざいきんしょうめいしょ</small>栗東市外に在住している人</p>                                                                                                    |
| ③ | <p><u>婚姻予約証明書</u>〔規定書式〕<br/> <small>こんいんよやくしょうめいしょ</small>婚姻予約者の人<br/>           規定書式に証明者（仲人、親等）の証明をもらってください。また、証明書の他に証明者の住民票を添付してください。（証明者が3ページ（2）と重複する場合は、添付不要です。）</p> |
| ④ | <p><u>扶養証明書</u>〔勤務先発行〕または<u>住民登録による証明書</u>など<br/> <small>ふようしょうめいしょ</small>内縁関係者の証明する書類<br/> <small>じゅうみんとろく</small><br/> <small>しょうめいしょ</small></p>                     |
| ⑤ | <p><u>退職予定誓約書</u>〔規定書式〕<br/> <small>たいしよくよていせいやくしょ</small>入居予定者の中で退職する人がいる人<br/>           ※入居時までに退職を証明する書類を提出することが条件となります。</p>                                          |
| ⑥ | <p><u>身体障がい者手帳等の写し</u>（一部省略可能）<br/> <small>しんたいしょうがいしゃていちょうなど</small>身体障がい者手帳・療育手帳等を有する人</p>                                                                             |
| ⑦ | <p><u>賃貸契約書の写し</u><br/> <small>ちんたいけいやくしょ</small>住宅に困窮されている理由が借家等の高額家賃の人<br/>           ※契約が自動更新で書面上の契約期間が切れている場合は、領収書や引落口座の預金通帳等の家賃支払が確認できるものがが必要です。</p>                |
| ⑧ | <p><u>立ち退き要求書の写し</u><br/> <small>たちのかきようきゅうしょ</small>住宅に困窮されている理由が借家等の立ち退き要求を受けている人<br/>           ※募集月の翌月を含む6ヶ月以内の期限内に立ち退くことを要求されていること</p>                              |
| ⑨ | <p><u>強制競売通知書の写し</u>または<u>不動産売買契約書の写し</u>など<br/> <small>きようせいけいばいつうちしょ</small>持ち家を手放さなければならなくなった人<br/> <small>ふどうさんばいばいけいやくしょ</small></p>                                |
| ⑩ | <p><u>戸籍謄本</u>など<br/> <small>こせきとうほん</small>入居予定者の親族関係が明らかでない人</p>                                                                                                       |
| ⑪ | <p><u>在留カード・特別永住証明書の写し</u><br/> <small>ざいりゅうカード・とくべつえいじゅうしょうめいしょ</small>外国籍の人</p>                                                                                        |

※上記以外の書類の提出を求めることがありますので、事前にご相談下さい。

## 申し込みにあたって注意していただくこと

- (1) 提出された申込書および添付書類<sup>てんぷしよるい</sup>により資格審査<sup>しかくしんさ</sup>等を行いますので、申込書に必要事項を記入の上、他の書類と共に市役所へ持参してください。
- (2) 申し込みは、本人または家族がおこなってください。なお、郵送による申し込み、書類不備<sup>しよるい ふび</sup>及び申込期間終了後の申し込みは受付いたしません。
- (3) 申し込みは1世帯1戸に限ります。なお、2ヶ所以上の住宅に申し込んだ場合は、すべて無効とします。
- (4) 申し込み受付期間終了後に書類審査を行い、住宅困窮<sup>じゅうたくこんきゅう</sup>度合<sup>どあい</sup>が高い人を当選とします。
- (5) (4)の方法により当選者を選考し難い場合は、困窮度合が高い申込者のみで公開抽選を行い、入居当選者及び補欠当選者を選出します。ただし、入居当選及び補欠当選されても、その後の実態調査<sup>じつたいちょうさ</sup>等で申込書その他添付書類の内容と事実が相違する事がわかった場合は、入居資格を失います。
- (6) 応募のなかった住宅については、当該抽選会場<sup>とうがいちゅうせんかいじょう</sup>に出席した応募者に限りその場で追加募集<sup>ついかぼしゅう</sup>を行うことがあります。
- (7) 婚約者と申し込まれた入居決定者に関し、同居人の変更があった、または期限までに同居届の提出がない場合は、入居決定を取り消します。
- (8) 退職予定誓約書を提出された入居決定者に関し、入居時までに退職の事実を証明する書類の提出がない場合は、入居決定を取り消します。

※注意 申込受付時に提出された書類により困窮<sup>こんきゅう</sup>度合<sup>どあい</sup>を表す点数をつけますので、  
困窮理由<sup>こんきゅうりゆう</sup>の記入には十分注意してください。

にゅうきよてつづき

## 入居手続等で注意していただくこと

### ※ 入居手続について

- (1) 敷金<sup>しききん</sup>（入居時における本来家賃の3箇月分）を納入してください。
- (2) 誓約書<sup>せいやくしょ</sup>を提出してください。
- (3) 緊急連絡先届出書<sup>きんきゆうれんらくさきとどけでしよ</sup>を提出してください。

### ※ 入居に際して注意していただくこと

公営住宅は、公営住宅法の趣旨に基づき建設された公共賃貸住宅です。明るい共同生活を営むために、次のことに注意してください。

- (1) 駐車場（月額 4,000 円/区画）を整備してあります。原則として、1 戸につき 1 区画です。利用される場合には、駐車場使用等申込書の提出が必要です。
- (3) 外灯・階段灯等共同施設の維持管理費は入居者全員で負担いただきます。
- (4) 廊下、ベランダや住宅敷地内などの共用部分に物を置いたり個人的に使用したりすることはできません。
- (5) 犬・猫等の動物を飼育することはできません。
- (6) 入居後は、自治会に加入し、住みよい団地づくりに努めてください。

### ●次に該当する方は、退去していただきます。

- ①入居手続きの内容に虚偽のあったことがわかったとき
  - ②正当な理由なくして15日以上住宅を使用しないとき
  - ③不正な行為により入居したとき
  - ④家賃を3箇月以上滞納したとき
  - ⑤住宅や共同施設を故意に損傷したとき
  - ⑥住宅を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりしたとき
  - ⑦無断で増改築・模様替えをしたとき
  - ⑧無断で親族や他人を同居させたとき
  - ⑨入居者の保管義務等を怠ったとき
  - ⑩周囲の環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為をしたとき
  - ⑪公営住宅を他の用途に使用したとき
- など